

令和5年第5回（2023年第5回）  
八街市農業委員会総会

令和5年5月9日  
八街市農業委員会



令和5年第5回（2023年第5回）農業委員会総会

令和5年5月9日午後3時30分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1. 山本重文  | 6. 円城寺伸夫 | 10. 貫井正美 |
| 2. 佐伯みつ子 | 7. 藤崎 忠  | 11. 岩品要助 |
| 4. 今関富士子 | 8. 山本元一  |          |
| 5. 古市正繁  | 9. 長野猛志  |          |

<農地利用最適化推進委員>

- |         |          |          |
|---------|----------|----------|
| 1. 繁田順一 | 7. 望月浩樹  | 14. 鶴澤良一 |
| 2. 糸久邦夫 | 8. 山本和秀  | 15. 高橋 猛 |
| 3. 井口智昭 | 9. 小山哲章  | 17. 寺嶋邦夫 |
| 4. 保谷研一 | 11. 小川正夫 |          |
| 5. 浅羽宏明 | 12. 實川彰一 |          |
| 6. 師岡重良 | 13. 板倉 功 |          |

2. 欠席者

<農業委員>

3. 中村勝行

<農地利用最適化推進委員>

16. 中村宏之                      18. 石井一男

3. 事務局

- |      |      |     |       |
|------|------|-----|-------|
| 事務局長 | 小川正一 | 副主幹 | 齋藤康博  |
| 副主幹  | 及川透  | 主査  | 市原ふみよ |

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の承認について

5. その他

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について
- 報告第 3 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による農地転用の届出について
- 報告第 4 号 農地法施行規則第 53 条第 5 号の規定による農地転用の届出について

## ○小川事務局長

開会を宣す。（午後3時37分）

## ○岩品会長

令和5年第5回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、委員多数のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

コロナの影響が少なくなって、3年ぶりということで、ゴールデンウイークの中、各地の観光地ではにぎわいが戻ったようでございます。委員の皆様はどこかに出かけられたでしょうか。私は、自分のうちのスイカの手入れに追われて、四苦八苦する日々でございました。そんな中、今年は、スイカが幾らに売れるかななんて考えながら、やっていたけども。

今年、生産された春ダイコン、ニンジン、もう出荷が始まっているようでございます。今年に関しては、全ての農業資材が高騰した中の生産でありまして、春ダイコンは出発時点では、まあ、そこそこの値段がついてはいたようですけども、ここへ来て、値崩れしたようでございます。ニンジンにつきましては、まだ健闘しているようでございます。私が思うには、今年生産される農産物が、願望として高値で取引されることを切に願うところでございます。

さて、今月の案件は、農地法第3条、5条本体で10件、その他議案1件が提出されております。

慎重審議をお願いし、開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は10名です。委員定数の半数以上に達しておりますので、この総会は成立しました。

また、農地利用最適化推進委員の出席委員は15名です。

なお、農業委員、中村勝行委員より欠席の届けがありましたので報告します。推進委員、中村宏之委員及び石井委員より欠席の連絡がありましたのでご報告します。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

小川事務局長、お願いします。

## ○小川事務局長

それでは、会務報告いたします。

4月10日月曜日、午後1時30分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、山本重文班長、今関委員、円城寺委員で実施いたしました。

4月20日木曜日、午後1時30分から、同じく転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本元一班長、中村勝行委員、藤崎委員で実施いたしました。

4月24日月曜日、午後2時から、農家組合連合会会長会議が総合保健センター3階大会議室で開催されまして、岩品会長が出席いたしました。

4月27日木曜日、午後2時から、印旛郡市農業委員会連合会通常総会が佐倉市印旛合同庁舎で開催され、岩品会長が出席いたしました。

4月28日金曜日、午後1時30分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、長野班長、佐伯委員、古市委員で実施いたしました。

以上です。

**○岩品会長**

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○岩品会長**

ご異議がなければ、こちらから指名します。今回は、議席番号9番、長野委員、10番、貫井委員にお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

**○齋藤副主幹**

それでは、議案書3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、朝日字梅里地先、地目、畑、面積495平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため。

以上です。

**○岩品会長**

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第1号1番について、繁田委員、調査報告をお願いします。

**○繁田委員**

議案第1号1番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

当該申請は、農業経営の規模を拡大するための申請であります。

申請地について、位置は八街市役所より北東方向約2.4キロメートルに位置し、境界は鉄杭により確認できました。現況はマルチフィルムが張られ、作付されています。進入路は八街市道より確保されております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者が所有及びリースする主な農機具は、小型トラクター1台、耕運機2台、軽トラック1台です。労働力は本人と夫であり、技術力についても問題なく、年間150日以上農作業従事日数要件を満たしております。また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。その他、参考となる事項として、営農計画は落花生を作付ける予定であり、通作距離は自宅から申請地まで約10キロメートル、車で約15分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について、効率的に利用すると認められます。本案件は農地

法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておりませんので、何ら問題ないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

**○岩品会長**

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

**○岩品会長**

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第1号1番を、許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、1番は許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題と

します。事務局、説明願います。

及川副主幹、お願いします。

**○及川副主幹**

それでは、4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画

変更承認申請についてご説明いたします。  
番号1、所在、八街字松林地先、地目、畑、面積306平方メートルほか1筆、計2筆の合

計330平方メートル。当初目的、専用住宅用地。変更後の目的、専用住宅用地。当初計画が

実行できなかった事由及び変更するに至った事由は、当初、自宅を建築する予定であったが、

転勤により計画がなくなったためというものです。承継者の事由は、現在、親が所有する居

宅に居住しているが、子どもの成長に伴い手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築し居住

したいというものです。

農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地と判断されます。なお、

本案件は、議案第3号6番に関連しております。

以上です。

**○岩品会長**

議案の説明が終わりましたが、議案第2号1番は、議案第3号6番に関連しておりますので、

後ほど、議案第3号で担当委員の師岡委員、調査報告をお願いします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

及川副主幹、お願いします。

**○及川副主幹**

それでは、5ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請につ

番号1、区分、一時転用、所在、八街字谷上地先、地目、畑、面積2, 107平方メートルのうち1.03平方メートルほか1筆、計2筆の合計1.61平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の所有者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。

農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地と判断されます。

番号2、3、4は関連しておりますので、一括してご説明いたします。番号2、区分、一時転用、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積1,033平方メートルのうち0.35平方メートルほか1筆、計2筆の合計0.76平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

番号3、区分、所在、地目同じく、面積716平方メートルのうち0.41平方メートル。転用目的、同じです。

番号4、区分、所在、地目同じく、面積648平方メートルのうち0.41平方メートル。転用目的、同じです。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。

農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。

番号5、区分、地上権、所在、八街字狐台地先、地目、山林現況畑、面積1,983平方メートルほか1筆、計2筆の合計2,972平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に、太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により、安定した収入を得たいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地に該当します。

番号6、区分、売買、所在、八街字松林地先、地目、畑、面積306平方メートルほか1筆、計2筆の合計330平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、親が所有する居宅に居住しているが、子どもの成長に伴い手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築し居住したいというものです。

農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地と判断されます。

番号7、区分、売買、所在、東吉田字芝山地先、地目、畑、面積283平方メートル。転用目的、建売分譲住宅（1棟）用地。転用事由、建売分譲住宅（1棟）の建築、販売というものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地に該当します。

番号8、区分、売買、所在、八街字布田入地先、地目、畑、面積575平方メートルほか3筆、計4筆の合計3,305平方メートル。転用目的、重機及び資材置場拡張用地、転用事由、現在、鉄道や高架橋柱の基礎工事業を営んでいるが、取引量の増加により、既存施設が手狭なため、隣接する当該申請地を重機及び資材置場として拡張し、利用したいというものです。

農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地と判断されます。  
以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第3号1番について、小山委員、調査報告をお願いします。

#### ○小山委員

議案第3号1番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告いたします。

本案件は、農地の所有者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得ようとするものです。

初めに、立地基準ですが、八街北中学校から東へ約700メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されています。

農地区分としましては、事務指針26ページ、②の④に該当するため、第1種農地と判断しました。第1種農地の場合の事務指針30ページ、②の⑥による例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、当申請は令和2年7月28日に許可されたものを継続するものです。営農計画ですが、今後、落花生、サトイモの作付を予定しています。

以上の調査結果から、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作を継続しながら行う事業でありますので、何ら問題ないものと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第3号2番から4番について、望月委員、調査報告をお願いします。

#### ○望月委員

議案第3号2番から4番については、同一状況のため、一括して調査結果を報告します。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所から西へ約3キロメートルに位置し、八街市道からの進入路は確保されています。

農地区分としては、2番は事務指針26ページ、②の④に該当するため、第1種農地と判断されます。3番、4番については、農振農用地です。

申請は営農型太陽光発電設備用地ということで、支柱部分の一時転用であることから、第1種農地の場合の事務指針30ページの②の⑥による例外に該当、同じく、農振農用地の場合の事務指針29ページ、①の③による例外に該当します。

次に一般基準ですが、当申請は、令和2年6月26日付で許可されたものを継続するものです。耕作物はヒサカキで、現場はまだ育成中で、除草等をしっかり管理されており、耕作者は引き続き営農に当たることから、本案件は何ら問題ないと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第3号5番、議案第3号6番及び議案第2号1番について、師岡委員、調査報告

をお願いします。

## ○師岡委員

議案第3号5番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告をします。

まず、立地基準ですが、申請地は、八街駅より西南約5.7キロメートルに位置し、千葉八街横芝線から、公衆用道路から進入路は確保されています。現況は腰丈の雑草と雑木が出て、原野化している状態です。

農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は、申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により、安定した収入を得たいとのことです。申請面積は2,972平方メートルで、パネルを1,380枚、パワコン5台を設置する計画です。資金の確保につきましては、全て自己資金で賄う計画となっております。

次に、事業計画として、土地は軽く転圧をするのみで、砂利を敷いたりコンクリート舗装はしない。上下水道は使用しない。排水に関しては雨水のみであるが、他の土地へ流すことなく、地下浸透とする。防災計画として、被害対策に万全を期すが、万が一発生した場合には、自己の責任において誠実に対応します。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われま

す。続きまして、議案第2号1番と議案第3号6番は関連しているため、一括して調査報告をします。

まず、立地基準ですが、八街駅より西南方向約2.6キロメートルに位置し、八街市道より進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針26ページの②のa)に該当するため、第1種農地に判断しました。第1種農地の場合、事務指針30ページ、②のc)の(エ)による例外に該当します。

次に、一般基準ですが、本申請は当初自宅を建築する予定であったが、事情で建築ができなくなった義務者から、権利者が当該申請地を譲り受け、専用住宅を建築し居住したいというものです。計画面積は330平方メートルであり、面積妥当と思われま

す。次に、資金の確保につきましては、銀行融資にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。事業計画では、造成計画が整地のみで、土砂の搬入、搬出なし、被害防除対策として、コンクリートブロック2段積みで、土砂等の流出を防ぐ計画となっております。用水は井戸を新設、汚水雑排水は合併浄化槽を設置し、蒸発装置にて処理します。雨水は雨水浸透柵を設置し、自然浸水により、敷地内処理する計画です。

権利者は、現在、親が所有する住宅に居住しているが、子どもの成長に伴い手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築し居住したいとの必要性も認められ、許可後、速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第3号7番について、寺嶋委員、調査報告をお願いします。

#### ○寺嶋委員

議案第3号7番の許可申請について調査報告します。

立地基準ですが、申請地は、市役所より南西に約3キロメートルに位置し、市道に接していました。

農地区分は、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断されます。

次に、一般基準ですが、本申請は、建売分譲住宅1棟の建築販売の申請です。

土地利用計画は、土地が283平方メートル、建築面積は112平方メートルで、建築基準も容積率も範囲内です。資金の確保は、全額自己資金で行う計画になっています。

次に、周辺農地の営農条件への支障については、申請地の隣地の耕作者との間で書面にて了解済です。なお、農地に雨水や土砂等が流れ込まないように、コンクリートブロックを2段設置する予定だそうです。

土地選定の理由は、スーパーマーケット等、商業地域や、国道、県道から近くに位置し、利便性が高いため、売却が可能と考えたためだそうです。

以上のことから、この案件は何ら支障はないと思われれます。

以上です。

#### ○岩品会長

次に、議案第3号8番について、實川委員、調査報告をお願いします。

#### ○實川委員

では議案第3号8番について調査報告します。農地法第5条規定による許可申請です。

申請地は、二州小学校より北東へ約3.6キロメートルに位置し、既存施設が国道409号線に接しており、その奥の隣接地であるため、進入路は確保されています。現況は雑草に覆われています。

農地区分としては、事務指針26ページ、②の㉔に該当するため、第1種農地と判断されますが、既存施設の2分の1拡張により、事務指針30ページ、②の㉔の(オ)による例外に該当するものと判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は、重機及び資材置場として利用したく、面積は既存施設7,872.78平方メートルの2分の1、3,936平方メートル以内で、3,305平方メートルです。申請地は権利移転に対して支障となるものはありません。なお、資金は自己資金で行います。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、隣接地に対する被害防除計画は、埋立て等を行わず、周りをフェンスで囲い、砂利を敷き、土砂等の飛散を防止し、雨水は敷地内自然浸透で、雑排水はありません。また、隣接農地所有者は義務者のため、周辺農地の営農条件に支障を来すことはないと思われれます。工事中、通勤、通学時間帯は資材搬入を行わないとのことで

す。

権利者は隣接する資材置場及び事務所等を所有していますが、近年、取引量が増加し、既存施設では手狭なためとの理由で、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

**○岩品会長**

ここで、ちょっと事務局より訂正があるそうなので、及川副主幹、説明願います。

**○及川副主幹**

申し訳ありません。5ページ、2番から4番について、先ほど、全て農業振興地域内の農地ということで説明してしまっただけですが、望月委員の発表であったとおり、2番については第1種農地、3番、4番については農振農用地ということですので、訂正をお願いいたします。

**○岩品会長**

いいですか。

それでは担当委員の調査報告が終わりまりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

**○岩品会長**

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第3号1番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、1番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号2番から4番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、2番から4番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号5番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、5番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号6番及び議案第2号1番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、議案第3号6番及び議案第2号1番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号7番を、許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、7番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号8番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、8番は許可相当に決定します。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。

協議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、實川委員が議事参与に該当するため、實川委員、退席をお願いします。

(實川委員退席)

○岩品会長

それでは、事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書7ページをご覧ください。議案第4号、農用地利用集積計画(案)の承認についてご説明いたします。本件につきましては、令和5年4月25日付で、八街市長から、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定において、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字東崎、地目、畑、面積5,781平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積1万6,176平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、再設定です。

番号2、所在、八街字桃園、地目、畑、面積1万79平方メートルのうち3,300平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は2年、新規です。

番号3、所在、八街字松富、地目、畑、面積4,958平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、新規です。

番号4、所在、朝日字梅里、地目、畑、面積2,062平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は3年、再設定です。

番号5、所在、八街字梅里、地目、畑、面積1,983平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積5,949平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は3年、再設定です。

番号6、所在、四木字北四木、地目、畑、面積1,950平方メートルのうち530平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積6,116平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、再設定です。

番号7、所在、砂字金龍山、地目、畑、面積390平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積1万9,095平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は10か月、新規です。

番号8、所在、根古谷字後沢、地目、畑、面積1,695平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、再設定です。

ただいまご説明いたしました番号1から8までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

**○岩品会長**

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

**○岩品会長**

なければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号を承認することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、議案第4号は承認することに決定します。

實川委員、着席願います。

(實川委員着席)

**○岩品会長**

会議中ですが、ここで15分間の休憩を取ります。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時28分

**○岩品会長**

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、報告第1号から第4号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

**○齋藤副主幹**

議案書10ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。

番号1、所在、小谷流字大有戸道、地目、畑、面積5,523平方メートルのうち1,785平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和5年3月31日です。

続いて報告第2号、議案書11ページをご覧ください。報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、所在、朝日字竹里、地目、畑、面積8,165平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和5年3月31日です。

以上です。

**○岩品会長**

及川副主幹、お願いします。

**○及川副主幹**

それでは、12ページをご覧ください。報告第3号、農地法施行規則第29条第1項の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字西駒袋地先、地目、畑、面積1,959平方メートルのうち190平方メートル。目的、作業場用地。事業内容、営農するための作業場が必要なためとのことです。

続きまして、13ページをご覧ください。報告第4号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在、勢田字瀬田入地先、地目、畑、面積1,247平方メートルのうち24.75平方メートル。目的、公衆用道路、待避所用地です、事業内容、市道が狭小なため、待避所として整備し利用したいというものです。

番号2、所在、小谷流字大有戸道地先、地目、山林現況畑、面積5,723平方メートルのうち315.48平方メートル。目的、市道改修工事用迂回路用地。事業内容、市道の改修工事に伴い、令和5年6月30日までの期間、一時的に迂回路用地として利用したいというものです。

以上です。

#### ○岩品会長

ただいまの報告事項は事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等ございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。事務局にお返しします。

#### ○小川事務局長

閉会を宣す。(午後4時32分)

議事録署名人

議 長

9 番

1 0 番